

平成30年8月20日

企業代表者様

京都人権啓発行政連絡協議会

【構成機関】 京都地方法務局・近畿財務局京都財務事務所
京都労働局・近畿農政局・近畿経済産業局
近畿運輸局京都運輸支局・近畿地方整備局
京 都 府 ・ 京 都 市

平成30年度企業対象人権研修会の開催について（御案内）

残暑の候、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協議会の人権啓発活動に格別の御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

皆様におかれましては、常日頃から人権が尊重された良好な職場環境の保持、公正な採用選考及び企業内での人権研修などに積極的な取組を進めていただいていることにつきまして、深く敬意を表します。

さて、当協議会では、このような皆様の主体的な取組を支援し、より一層効果的な研修等を進めていただくため、毎年、人権研修会を開催しております。

つきましては、本年度の人権研修会を下記のとおり実施いたしますので、御多忙中とは存じますが、多数御参加くださいますよう御案内申し上げます。

なお、この研修会は、京都市の平成30年度第6回企業向け人権啓発講座に位置付けて開催します。

記

- 1 日時 平成30年10月11日(木) 午後1時30分から同4時まで（開場：午後1時）
- 2 場所 京都市呉竹文化センター ホール（京都市伏見区京町南七丁目35番地の1）
- 3 内容 講演 （第1部）午後1時35分から同3時05分まで
演題 「世界人権宣言とCSR（企業の社会的責任）
～企業活動を通じたSDGs（持続可能な開発目標）達成のために～」
講師 公益財団法人世界人権問題研究センター所長
同志社大学法学部教授 坂元 茂樹 氏

（休憩 午後3時05分から同3時15分まで）

- 講演 （第2部）午後3時15分から同4時まで
演題 「企業内におけるパワーハラスメントの防止及び発生時の対応等について」
講師 京都労働局雇用環境・均等室長補佐 山中 広嗣 氏

講師からのコメント！

第1部「世界人権宣言とCSR(企業の社会的責任)

～企業活動を通じたSDGs(持続可能な開発目標)達成のために～

1948年12月10日に国連総会で世界人権宣言が採択されて、今年は70周年目を迎えます。同宣言の第1条には、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利において平等である」と書かれています。人間の尊厳とは、人間は、精神、良心、自由意思をもっており、すべての人間は人間らしく取り扱われなければならないという意味です。

国連は、2015年、「持続可能な開発目標(SDGs)」を採択しました。そこでは、世界人権宣言の精神を引き継ぎ、「誰も置き去りにしない」との理念が掲げられました。昨年、経団連は、このSDGsの達成を目指し、企業行動憲章を改訂しました。その意味を探ります。

第2部「企業内におけるパワーハラスメントの防止及び発生時の対応等について」

《Aが会議に遅刻した。会議終了後、上司がAを呼び出して厳しく注意した。》注意されたことに憤慨したAが、「パワハラじゃないですか？」と訴えてきたら、どう対応しますか。

パワハラかどうかの線引きは、非常に難しいとされています。

パワハラの具体例や、発生した場合の対応において気を付けるべき点は？etc.

皆さんが日頃に気になっているパワハラに関する疑問について、事前に質問を募集し、解説します。

4 参加要領

お申込みは、平成30年9月21日(金)までに、別紙「企業対象人権研修会 申込 兼 受付票」を、京都市文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課へ、ファックス又は電子メールしてください。

また、同票は研修会の受付票となりますので、当日御持参ください。

(お申込み・お問合せ先)

京都市文化市民局くらし安全推進部人権文化推進課

電話：075-366-0322

FAX：075-366-0139

メール：jinken@city.kyoto.lg.jp

※ 本研修会は、厳しい経済情勢の中、社会的責任を強く求められる企業の皆様の負担を増やすことなく、人権尊重を基盤とする活動のヒントや最新情報を御提供する機会といたしております。是非とも御参加ください。

定員600名になり次第、申込みを締め切らせていただきますので、あらかじめ御了承願います。

5 その他

駐車場は御用意しておりませんので、公共の交通機関を御利用ください。

京都人権啓発行政連絡協議会は、京都府内を行政区域とする国の行政機関・京都府・京都市が相互に連携し、人権擁護思想の普及・高揚に資するため、効果的な人権啓発活動の推進に努めています。



京都人権啓発行政連絡協議会 主催

「企業対象人権研修会」申込 兼 受付票

平成30年10月11日（木）午後1時30分から同4時まで
京都市呉竹文化センター ホール

ふりがな 企 業 名（事業所名）	
所 在 地	電話（ ） FAX（ ）
業 種	
事 業 規 模	20人未満・20人～29人・30人～49人・50人～99人・100人～299人・300人以上
参 加 者 氏 名 [役 職 名]	氏 名 _____ [役職名] _____ ほか 名
受 講 配 慮	手話 ・ 要約筆記 ・ 磁気誘導ループ ・ 車椅子 ・ 補助犬
※ 講演（第2部）パワーハラスメントに関連して、御質問がありましたら、御記入ください。 (御記入は自由です)	

参加を希望される方は、所要事項を御記入の上、平成30年9月21日（金）までに、京都市文化市民局人権文化推進課へ、ファックス又は電子メールしてください。

当票は当日の受付票ともなりますので、御来場の際に受付に御提出ください。

※ 講演（第2部）「企業内におけるパワーハラスメントの防止及び発生時の対応等について」に関連し、御質問があれば御記入ください。お送りいただいた質問の中から代表的な質問について、時間が許す限り、講師が解説します。

記載いただいた個人情報は、本研修会の実施運営及び京都人権啓発行政連絡協議会の活動にのみ利用します。

《お申込み・お問合せ先》

京都市文化市民局人権文化推進課

電 話 ： 075-366-0322

FAX ： 075-366-0139

メール ： jinken@city.kyoto.lg.jp



《会場案内》



京都市呉竹文化センター

〒612-8085 京都市伏見区京町南七丁目35番地の1

電話：075-603-2463

電車で御来館の場合

- ・京阪本線「丹波橋」駅下車，南改札口から出て，西口前すぐ
- ・近鉄京都線「丹波橋」駅下車，改札口を出て，京阪電車連絡通路に進み，西口前すぐ

※ 両電車とも，ホームから改札口に，また，西口から地上出口に，それぞれエレベーターが設置されています。

バスでの御来館の場合

- ・市バス「板橋」下車，西へ徒歩5～8分（南8系統）
- ・市バス「西丹波橋」下車，東へ徒歩10～15分（南8・81系統）

駐車場は御用意しておりませんので，公共交通機関でお越しください。



人権イメージキャラクター

人KENまもる君・人KENあゆみちゃん